

要 望 書

(平成 31 年度県予算並びに施策に関する要望)

広島県市長会

広島県町村会

要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、本年 7 月の豪雨災害からの復旧・復興に向けた取組を始めとする防災・減災対策、更には、急速に進行する人口減少や少子高齢化への対応、地域医療体制の確保など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な課題が多く存在しています。

こうした課題を克服し、地方創生を実現するためには、国・県・市町の一層の連携のもと、各地域の特色を生かして取り組むことが重要であります。

つきましては、平成 31 年度予算編成にあたっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

平成 30 年 10 月 24 日

広島県市長会
会長 松井一實

広島県町村会
会長 吉田隆行

目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	4
一般要望事項（広島県町村会）	15

重点要望事項

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた取組を推進するため、次の事項について措置されるよう要望する。

1 被災地の二次災害防止対策及び早期復旧、治水対策や土砂災害対策の推進

(1) 被災地の再度災害や被害の拡大を防止するため、砂防や治山施設等の整備、河川の護岸補修や堆積土砂の撤去などを速やかに実施するとともに、総合的な治水対策や土砂災害対策を推進すること。

また、大規模な土砂・山地災害、ため池災害については、県において災害関連緊急事業等により事業実施すること。

(2) 被災した河川、ため池等を早期に完全復旧するとともに、浸水被害軽減に向けた排水機場の機能強化、老朽ため池の補強や廃止に対する財政・技術的支援について、積極的に取り組むこと。

2 被災地の生活関連インフラの早期復旧等に向けた支援

(1) 被災した道路や鉄道等の早期復旧、災害時の孤立化を防止するための道路の恒久的対策について、国への働きかけも含め積極的に取り組むこと。

特に、鉄道については、早期の全線復旧及び代替交通の確保に向けて、あらゆる支援を行うこと。

(2) 取水場の浸水防止対策については早急に完了するとともに、リスクの分散の視点から取水場の複数化や安全な場所への移設、取水設備の拡張など、水道水及び工業用水の安定供給に向けて、積極的に取り組むこと。

3 被災地の災害復旧事業等の採択要件の緩和等

原形復旧を目的とした災害復旧事業及び安全・防災対策に資する改良復旧事業について、手続きの簡素化や採択基準の緩和、施工期間の延長など、柔軟な運用や適用範囲の拡大を行うよう、また、私立学校

や社会福祉施設の復旧についても十分な財政措置を講じるよう国に強く働きかけること。

特に、災害査定の実施に当たっては、被災個所数が膨大で、職員や測量・建設コンサルタント業者の対応が厳しい状況にあることから、コンサルタント業者への要請や災害査定期間の延長など、特段の支援を行うこと。

4 災害廃棄物等の処理支援

膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう、災害等廃棄物処理事業等の予算を確保すること、また、民有地に堆積した土砂等の撤去については、災害等廃棄物処理事業の諸経費を堆積土砂排除事業と同様に全額補助対象とするなど財政支援の更なる拡充を図るよう国に強く働きかけること。

こうした補助対象の拡大がなされない場合に県において助成制度を創設するなど積極的な支援を行うこと。

5 被災者のための生活再建支援策の充実

被災者の生活再建を迅速に進めるため、住宅の一部損壊の被害に対しても幅広く支援するなど、災害救助法や被災者生活再建支援制度の柔軟な運用や適用範囲の拡大を国に強く働きかけるとともに、県においても災害見舞金の対象拡大など被災者の生活再建に向けた必要な支援を行うこと。

6 商工業、農林水産業や観光業への支援の充実

- (1) 商工業の早期の事業再開等に向けて、グループ補助金等の申請手続の簡素化や迅速な交付決定など、より一層の支援策を講じるよう国に強く働きかけること。
- (2) 農林水産業の事業再開等に向けて、生産施設・機械・加工施設の復旧等への極め細やかな支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても早期の営農開始に向けて必要な取組を積極的に行うこと。
- (3) 落ち込んだ観光需要を迅速に喚起するため、被災地域の正確な情報

発信や、いわゆる「ふっこう割」制度の継続・充実など、中長期にわたりて被災地域の観光支援に取り組むよう国に強く働きかけること。

また、県においても、復興プロモーションの実施など誘客に向けた取組を推進すること。

7 被災地の早期復旧・復興にむけた人材確保対策の充実

今後必要となる技術職員等の専門的人材については、大幅な人材不足が予測されるため、国等と連携して人材確保のための対策を強化すること。

8 被災自治体への財政支援の強化・充実

被災自治体において生じる応急対策や被災者支援、復旧・復興対策等に膨大な経費を要するため、行財政運営に支障が生じることのないよう、財政支援策を強化・充実するよう国に強く働きかけること。

一般要望事項（広島県市長会）

1 地域交通対策の推進について	4
2 保健福祉行政の充実強化について	5
3 生活環境の整備促進について	7
4 教育行政の充実強化について	8
5 道路等の整備促進について	9
6 防災対策の推進について	10
7 地域産業・経済の振興について	14

1 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、県離島航路補助金の補助率の引き上げや旅客定員の補助要件を緩和するなど、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒常的な支援策を講じること。
- 2 地域住民の生活に必要不可欠な地域のバス路線や乗合タクシーなど、地域公共交通の維持確保を図るため、更なる財政支援を講じること。

2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 乳幼児医療費公費負担事業について、補助率 2 分の 1 を維持した上で、対象年齢を拡大すること。

2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象者とすること。

また、65 歳から 74 歳の本制度対象者（療育手帳⑧所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一率 1 割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

加えて、国に対して精神障害者も含めた公費負担制度の創設を強く働きかけること。

3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になっていることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

4 産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域を支える医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、救急医療体制の維持・強化を図るための施策を講じること。

5 保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図るとともに、環境整備を図ること。

6 各市町の「1人あたり保険料収納必要額」について、増加するとしても、医療費の伸びと同程度の増加になるよう、県繰入金等を用いた激変緩和措置を適切に行うこと。

また、広島県国民健康保険運営方針では、各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去3年間の平均を上限とするとされているが、保健事業等は医療費適正化等につながるものであり、市町が積極的に保健事業等に取り組めるような仕組みとすること。

3 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動搖を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
 - (2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- 2 広島県小型浄化槽設置整備事業補助金における交付対象となる浄化槽の範囲を国の助成対象に準ずるものとすること。

4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 教職員の配置については、「公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、広島県教育委員会が定めた教職員定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっている。

しかし、実際には定数分の県費負担教職員が配置されないため、欠員を臨時の任用職員で補充している状況があり、この臨時の任用職員の数は、近年増加する傾向が続いている。また、その欠員確保については、任命権者である県教育委員会ではなく、市教育委員会が行っている現状があり、対応に苦慮している。

のことから、臨時の任用職員による欠員補充の解消に向けて、県教育委員会が定めた定数分の正規採用教職員の確実な配置を進めること。

2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

3 公立学校施設の空調設備の設置については、多額の費用を要することから、空調設備の設置の推進のため、県独自の補助制度を創設すること。

5 道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。

併せて、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。

また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。

2 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和 36 年条例第 12 号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第 27 条第 2 項の趣旨及び行政実例(昭和 31 年 10 月 22 日自庁行発第 106 号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

6 防災対策の推進について

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興及び防災対策の一層の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興について

(1) 被災地の二次災害防止対策及び河川施設等の早期復旧

① 二次災害や被害の拡大を防止するため、土砂等の流出による被害発生個所における土砂等の撤去など二次災害防止対策を速やかに実施するとともに、被災した河川施設や土砂災害防止施設、ため池などを早期に復旧すること。

また、大規模な土砂災害や山地災害については、県において災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等により積極的に取り組むこと。

② 老朽化したため池や耐震性の低い危険なため池について、今後も決壊等による災害発生が予想されるため、補強や廃止等に対する予算確保と必要な支援を行うこと。

また、防災重点ため池について、選定基準の見直しや早期の追加指定を行うとともに、使用しなくなったため池の廃止を推進するための廃止基準の策定など、支援を行うこと。

(2) 生活関連インフラの早期復旧等に向けた支援

① 市民生活の回復や通勤・通学等移動手段を早期に確保するため、被災した主要地方道等の完全復旧を早期に完了するとともに、孤立化の防止など道路の恒久的な対策について特段の支援を行うこと。

② 特に、鉄道は、地域住民の貴重な交通手段であるとともに、重要な産業・観光経路であることから、早期に全線復旧できるよう、また不通期間における代替交通が確保できるよう、あら

ゆる支援を行うこと。

③ 取水場等の冠水により水道水及び工業用水が断水し、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼしたことから、取水場等が冠水することがないよう早急に対策工事を完了するとともに、リスクの分散の視点から同一水系においての取水場の複数化や安全な場所への移転、取水設備の拡張など安定供給に必要な対策を講じること。

(3) 災害廃棄物等の処理支援

膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう、災害等廃棄物処理事業等の予算額を確保すること、また、民有地に堆積した土砂等の撤去については、災害等廃棄物処理事業の諸経費を堆積土砂排除事業と同様に全額補助対象とするなど財政支援の更なる拡充を図るよう国に強く働きかけること。

こうした補助対象の拡大がなされない場合等の市負担分について県において助成制度を創設するなど積極的な財政支援を行うこと。

(4) 被災者のための生活再建支援策の充実

被災者の生活再建を迅速に進めるため、災害救助法や被災者生活再建支援制度の柔軟な運用や適用範囲の拡大を国に強く働きかけるとともに、県においても被災者の生活再建に向けた必要な支援を行うこと。

(5) 商工業、農林水産業及び観光業への支援の充実

① 被災中小事業者等が早期に事業継続・再開できるよう、グループ補助金等の申請手続の簡素化や迅速な交付決定など、より一層の支援策を講じるよう国に強く働きかけること。

また、国の支援策では対象とならない商品・在庫に係る損害等への財政支援や県の各種支援制度のきめ細かな情報提供など、必要な支援を行うこと。

② 農林水産業生産にかかる事業経営再開のため、生産施設・機械・加工施設等の復旧等の極め細やかな支援措置を講じること。

とを国に強く働きかけるとともに、県においても早期の営農開始に向けた必要な支援を行うこと。

③ 観光産業の風評被害を解消し、落ち込んだ観光需要を迅速に喚起するため、被災地域の現状に関する正確な情報を発信することや、いわゆる「ふっこう割」制度の継続・充実など、中長期にわたって被災地域の観光支援に取り組むよう国に強く働きかけること。

また、県においても、復興プロモーションの実施など誘客に向けた取組を推進すること。

(6) 早期復旧・復興に向けた人材確保対策の充実

今後、市の通常業務に加え、災害救助法に関する業務や被災者生活支援に関する業務、更には、災害復興計画の策定や実行に対する業務が増大するため、国と連携して中長期的な人的・技術的支援を行うこと。

(7) 適正な財政措置

市町が費用負担をためらうことなく被災者の救助に当たることができるように、災害救助法の対象となる基準について、実態に即した特別基準を設定するよう国と協議すること。

また、協議どおりに特別基準が認められない場合には、災害救助が本来県の事務であることに鑑み、不足額を県で負担し市町に負担が生じないようにすること。

(8) その他

① 消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動した場合の経費は国が経費負担していることから、同一災害で広島県内広域消防相互応援協定に基づき出動した場合の経費についても、出動した市町の負担にならないよう必要な措置を講じること。

② 食物アレルギー患者が災害発生時においても生命維持に必要不可欠なアレルギー用食物入手できるよう、法整備を含めたアレルギー患者を支援するための広域的なネットワークを構築するよう国に働きかけること。

- ③ 災害時の避難に必要な情報を住民に迅速かつより分かりやすく伝達できるよう、緊急速報メールの文字数制限の解除等について、国と連携して携帯電話事業者に働きかけること。
- 2 土石流による土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業について、財政措置の抜本的な見直しを行い、緊急の整備推進を図ること。
- 3 山地災害から住民の生命及び財産を保護するとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るために、治山事業について財政措置の拡充を図り、早期に事業着手し、強力に推進すること。
- 4 大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、河川改修や内水対策など、河川整備事業を大幅に加速すること。
また、河川の破堤や越水による浸水被害を防ぐため、堆積土の除去や樹木の伐採を行うとともに、排水機場のポンプ増設など排水処理能力の増強を図ること。
- 5 平成 26 年の豪雨災害及び土砂災害防止法の改正を踏まえ、県が設定した目標を達成するよう、基礎調査及び警戒区域及び特別警戒区域の指定を着実に実施すること。
- 6 地域防災力の向上を図るため、地域の防災リーダー（防災士）の養成、育成及び活動への支援を拡充すること。

7 地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 鳥獣被害防止対策の充実を図るため、鳥獣被害防止対策の指導、普及等にあたる専門職員配置に係る経費の一部を助成すること。

また、鳥獣被害防止対策に係るスキルアップ等を図るための研修について、現場の状況に応じた経験ができる研修を行うなど、より一層の充実を図ること。

- 2 大規模な農業用パイプラインの老朽化に伴う修繕に係る受益者負担が増大していることから、継続した営農が行える環境整備を図るため、抜本的な施設更新ができるよう、必要な措置を講じること。

一般要望事項（広島県町村会）

1	地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について	15
2	保健福祉行政の充実強化について	16
3	生活環境の整備促進について	20
4	教育行政の充実強化について	22
5	道路等の整備促進について	24
6	防災・減災対策の推進について	26
7	地域産業等の振興について	30
8	観光振興施策の推進について	33

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

- 1 住民の相談内容が多様化する中で、今後とも消費生活相談体制を安定的に確保するため、地方消費者行政強化交付金における推進事業の活用期間を撤廃し、現行の相談体制に対する財政支援を継続するよう国に強く働きかけること。
- 2 過疎地域において、廃線後に鉄道資産の譲渡を受けた自治体は財政面での負担が大きいため、資産の維持管理や除却に要する費用に対し、特別交付税の拡充や予算援助を行うよう国に働きかけること。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。

(2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。

(3) 子どもの予防接種事業を拡充し感染病予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。

(4) 県東部の自治体間における病児・病後児保育の相互利用に係る連携協定締結に向けた支援を行うこと。

(5) 中山間地域における保育士の確保策については、町域における有資格者の人数が少ない地域の実情に鑑み、県において人材の確保につながる支援を積極的に行うこと。

2 離島地域の住民が安心して生活できる医療体制を確保するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 荒天等により救急艇が出航できない場合を想定した緊急搬送

体制の整備に向けた支援を行うこと。

また、現在は不可能とされている夜間のヘリコプターによる緊急搬送については、運航体制の拡充に向け、積極的に検討を行うこと。

(2) 地域で不足する医療を補完するため、総合診療科を設置するなど、県立安芸津病院の機能を拡充すること。

3 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援などの積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

4 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう国に対して働きかけること。

(1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、制度の地域間格差が生じることのないよう介護保険制度の見直しを行うこと。

(2) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。

(3) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

(4) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

5 障害者及び障害児が地域で安心して生活できる環境を整備するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

- (1) 精神障害者についても重度心身障害者医療費公費負担事業の対象者に加えること。
- (2) 精神障害者の地域生活への移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置については、県主導のもと、広域的な取組みが出来るよう支援を行うこと。
- (3) 地域生活支援事業に係る国庫補助については、町の超過負担が生じないよう、十分な予算を確保し、補助金交付要綱どおりの補助率（100分の50）で交付するよう国に働きかけること。
- (4) 発達障害のある子どもに対し、乳幼児期から成人期までの発達段階・ライフステージの連続性を大切にした、一貫した療育等の支援を行える体制を県が主体的に整備すること。

6 地方自治体が実施する重度心身障害者、子ども（未就学児を除く）、ひとり親家庭等に対する医療費助成について、現物給付方式に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置を廃止するよう引き続き国に働きかけること。

7 生活困窮者支援制度に基づく必須事業及び任意事業の実施については、県主導のもと、広域的な取組みが出来るよう引き続き支援を行うこと。

8 国民健康保険の都道府県単位化を円滑に進めるための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、必ず措置されるよう、国に強く働きかけること。

また、県においては、準統一保険料率の実現のために必要な各市町間の収納率の格差解消につながる徴収体制の強化に向けた支援を積極的に行うこと。

9 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を

多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き
国に働きかけること。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講ずること。

- (1) 住宅用地の固定資産税特例措置については、空き家となって一定期間経過したものについては特例措置を解除できるように、住宅用地特例の抜本的な見直し、又は法律による統一的な認定・運用基準の整備を行うよう国に働きかけること。
- (2) 空き家の改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。

2 河川の有する多面的機能が十分に発揮できるよう、一級河川太田川（国管理）及び中小河川（県管理）の樹木や草木を撤去し、河床の浚渫等による環境改善など水質の保全に向けた施策を講じること。

また、太田川の河川環境を検討する対策協議会を設立するよう国に働きかけること。

3 中山間地域の交通体系を確保維持するため、県が実施する市町生活交通支援事業については高齢化率を要件に加えて補助率を上げるなど財政措置を拡充すること。

4 交通量の少ない中国縦貫自動車道を有効に活用することにより、中山間地域の交流促進及び地域住民の利便性向上による定住促進を図るとともに、地域経済を活性化させるため、当該自動車道の

利用料金を引き下げるよう国や関係機関に働きかけること。

5 異島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。

- (1) 日常生活航路は、離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであり、特に腎臓透析患者にとってはまさに生命線であるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。
- (2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソリン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働きかけること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

6 施設の老朽化や人口減少の影響等の課題を抱える下水道事業について、積極的に支援策を講じること。

- (1) 地方自治体が実施する下水道施設の改築更新事業について、必要な国費支援を継続するよう国に働きかけること。
- (2) 汚水処理施設等の老朽化や経験豊かな職員の退職等により技術の継承が困難になるなど、水道事業と共通する課題を抱える下水道事業について、将来にわたり安定的な事業運営を継続していくため、水道事業と同様に県主導による広域的な連携や協力体制の構築等に取り組むこと。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 幼児教育の推進のため、幼稚園就園奨励事業の推進と継続的な運用を図る必要があることから、幼稚園就園奨励費補助金について、補助率3分の1により確実に交付するよう、国に強く働きかけること。
- 2 公立、小・中・高等学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 小学校における35人学級の編制を、3年生まで拡充すること。
 - (2) 学校現場におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐配置に向け相談体制を整えるため、県費による配置を拡充すること。
 - (3) 外国語教育における新学習指導要領の円滑な実施に向け、ALT等を積極的に活用できるよう財政支援を行うこと。
 - (4) 教職員の時間外勤務縮減など、業務改善の一環として導入する動きが広がりを見せている小中学校の校務支援システムについて県内で統一すること。
- 3 子どもたちが安心して過ごせる教育環境を確保するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。
 - (1) 学校施設環境改善交付金（防災機能強化事業）を活用したブロック塀等の安全対策を行う事業について、採択の対象範囲を拡充するよう国に働きかけること。

(2) 学校施設等へのエアコン整備を早急に進めるため、学校施設環境改善交付金の予算を十分に確保するとともに、交付にあたっては要綱どおりの補助率で交付するよう国に働きかけること。

また、県立高等学校等の普通教室及び特別教室について、県による速やかなエアコン設置を行うこと。

(3) 国・県の学校統廃合に伴う遠距離通学児童生徒の補助について、広範囲なへき地における定住支援及び居住する児童生徒の通学手段の確保の面から、補助期間を設けない継続的な支援とすること。

4 人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟に対応すること。

また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備え、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても町が計画する道路整備や定住対策を目的とする住環境整備について、着実に事業が実施できるよう配慮すること。
- 2 橋梁修繕に関連した防災・安全交付金について、町の事業を着実に実施するため、必要な財源を確実に確保するよう国に働きかけること。
- 3 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 地域高規格道路及び主要な国道・県道の整備を道路整備計画に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備、落石・がけ崩れの恐れがある走行注意区間の解消、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備・改良を推進すること。
 - (2) 平成30年度末までの時限措置となっている狭あい道路整備等促進事業について、災害に強いまちづくりを推進するため、財政支援を恒久化するよう国に働きかけるとともに、県においても事

- 業が着実に推進できるよう配慮すること。
- (3) 地域高規格道路の一部開通による大型車両等の交通量の増加に伴う周辺地域への騒音・振動対策を適切に講じること。
- 4 農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。
- 5 市街地域など、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、合意された計画の方向性に基づき早期事業実施するとともに関連事業に遅れが生じないよう事業の推進を図ること。
- 6 中山間地域では自然環境や景観を好んで訪れるサイクリストが増加傾向にあることから、コースとなっている国道・県道をサイクリングロードとして明確化するためにラインを整備すること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年頻繁に発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

1 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興について

(1) 河川、砂防、農林業等施設の早期復旧等について

- ① 土砂災害発生箇所の土砂・流木の除去など二次災害防止対策を迅速に進めるとともに、被災した河川、砂防施設等の早期復旧を図ること。

また、この度の災害の発生状況を踏まえた治水対策及び土砂災害対策を推進すること。

- ② 町が管理する河川等の早期復興を図るため、財政的な支援を含め特段の措置を講じること。

- ③ 農地・治山・林道等の一日も早い復旧に向けた技術的・財政的な支援を講じるとともに、ため池や農地の復旧などについて、災害復旧事業の採択規準を緩和するよう国に働きかけること。

- ④ 人家の裏山で土砂災害が多数発生していることから、小規模崩壊地復旧事業等による支援を強化すること。

また、災害に強い林地の整備を促進するため治山・森林整備事業を更に強力に推進すること。

(2) 生活関連インフラの全面的な早期復旧に向けた支援について

- ① 住民生活の回復や被災地への物資の輸送、通勤・通学の移動手段を早期に確保するため、広域幹線道路の早期完全復旧を行なうこと。

また、広域幹線道路が遮断され町が孤立状態となったことから、災害時にも安定して機能する新たな道路ネットワークを早期に構築すること。

- ② 道路、下水道、都市公園等の生活関連インフラの全面的な早期復旧に向け、財政的な支援を含め特段の措置を講じること。
- ③ 復旧作業による粉塵等及びグラウンドが災害ゴミと土砂の一時仮置き場となったことによって小学校の環境が著しく悪化したことから、二学期に向け、被災地内の小学校の普通教室へのエアコン設置、校内の消毒及びグラウンドの土の入れ替えを緊急に行なった。これらの事業に対し、積極的な財政支援を行なうこと。
- ④ J R 吾線は、大雨等で運休することが多く、この度の災害では、復旧に長期間を要する見込みである。また、代替輸送は、災害発生から 1 か月以上を要して運行が開始され、通勤、通学等に大きな支障が出た。

については、早期全面復旧及び災害に強い鉄道施設の整備促進について、西日本旅客鉄道株式会社に対する支援措置を講じるよう国に強く働きかけること。

(3) 災害復旧事業にかかる採択基準の緩和等について

- ① 災害復旧事業の実施においては、再度災害が発生しないよう、原形復旧ではなく改良復旧を原則とするとともに、採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、必要な財源措置を行なうよう国に働きかけること。
- ② 地元施工業者が不足していることから原則 3 年以内となっている災害復旧事業の施工期限を延長するよう国に働きかけること。

(4) 災害廃棄物等の処理支援について

発災直後は応急な対応が必要だったため、査定前着工等に係る柔軟な運用等について、より一層の取り組みを進めるよう国に働きかけること。

(5) 被災者の生活再建支援策について

床上浸水等で一部損壊した住家についても、被災者の経済的負担が大きいことから、広島県災害見舞金の支給対象世帯とするよう支給要件を見直すこと。

(6) 復旧・復興に必要な人材の派遣等について

公共施設の復旧等に係る技術職員が不足し、また、近隣自治体も被災してお互いに支援が行えず、非常に困窮していることから、早期復旧・復興に向けた中長期にわたる技術職員等の人材を引き続き確保するなど、人的、技術的支援を行なうこと。

(7) 災害復旧に対する財政支援について

- ① 被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、特別交付税の増額配分、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に特段の配慮や積極的な財政支援を行うこと。
- ② 大規模災害において、県内広域消防相互応援協定に基づく消防応援活動が、被災市町において長期間にわたり円滑に行われるため、応援市町が小規模自治体の場合は、当該応援市町が負担する人件費（消防団員の出務手当）について応援市町に負担が生じることのないよう特別交付税等で措置するよう国に働きかけること。

2 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、周辺住民の生活環境・自然環境に十分配慮しつつ、河川整備計画に基づく河川・護岸改修を強力に推進するとともに、計画的な浚渫等の維持管理を早急に行うこと。

また、「ひろしま川づくり実施計画 2016」及び「河川内の堆積土等除去計画」に基づきハード・ソフトの両面から防災・減災に徹底的に取り組むとともに、対象河川・区間を拡充し、計画に基づく適切な河川管理を早急に実施すること。

3 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備える

ため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進するとともに建設海岸の海岸保全施設整備事業の早期事業化を図り、早期完了を目指すこと。

また、漁業活動の安全確保のため、引き続き広島港港湾計画に基づく防波堤建設事業を促進すること。

4 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード整備を強力に推進すること。

また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了、土砂災害警戒区域等の早期指定に対するソフト面からの対策を一層強化するとともに、「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に基づく砂防事業を重点実施すること。

5 広島中部台地農地開発事業（国営事業）により整備された洪水調整池が、経年により土砂の堆積が進行し洪水調整機能が低下しているため、防災のため機能回復を図る必要があることから、国県による浚渫事業を創設すること。

6 公共施設等適正管理推進事業債について、庁舎の建替えを緊急に実施するための市町村役場機能緊急保全事業の事業対象期間が平成 32 年度までとなっていることから、町の財政負担を軽減し、庁舎の建替えを促進するため、平成 33 年度以降も延長するよう国に強く働きかけること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに不可欠な圃場整備事業について、農業競争力強化基盤整備事業の地域一括採択や早期完了を図るための予算確保を国に働きかけること。

また、農業競争力強化基盤整備事業の附帯事業である農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業）は、新たな農業経営と同整備事業の推進に必要であり、今後も継続するよう国に働きかけること。

(2) 中山間地域の農業が廃れることのないよう、平場と中山間地との所得格差の補償という事業趣旨に立ち返り、要件を緩和するとともに、中山間地域等直接支払事業の基準単価の増額及び1個人農家当たりの上限額（250万）を撤廃すること。

(3) 将来的に担い手への農地集積による農業の大型経営を進めていくためには、現在、小規模農家が耕作している農地を適切に維持管理していくことが必要である。

現行の国・県の支援事業では、小規模農家の暗渠排水対策等は採択要件を満たすことが困難であるため、支援事業の採択要件緩和を図るよう国に働きかけるとともに、県においても水稻作付を主眼とした新しい支援事業等を創設すること。

(4) 地域の担い手である一戸一法人を含む個人経営農家が、農地を集積し持続的経営・発展を行うため、水稻に必要な農業機器等の補助付きリース事業を創設すること。

- (5) 意欲のある新規就農者の経営の早期安定を図るため、就農初期段階の所得確保や機械・施設等導入時のイニシャルコスト低減など新規就農者に対する総合的な支援を引き続き行うこと。
- (6) 当町の特産品である祇園坊柿の品質向上と安定した生産量を確保するため、農業先端技術の研究や栽培技術の確立など生産支援を行うこと。

2 第3期「ひろしまの森づくり事業」において人工林健全化（間伐）の実施要件に新設された『山腹傾斜30度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の人工林』について、集落から離れた保全すべき森林の整備を進めるため要件を撤廃すること。

また、森林の有する多面的機能である保健・リクレーション機能及び文化機能（自然認識・自然とのふれあいの場）を高め、木製品への愛着を深めるため、県産材を活用した登山道の整備や公共施設における木製備品の整備について交付金が活用できるよう制度改正すること。

3 鳥獣被害が深刻な問題となっていることから、補助事業を拡充するなど継続的に支援するとともに、イノシシの削減に向けた効果のある対策を実施すること。

4 自治機能が崩壊し、消滅集落が拡大傾向にある周辺部地域において、産官学、民間などの連携による継続的支援ができるよう、県が中心となる中間支援専門組織（（仮）中山間地域振興センター等）を設置すること。

5 県が実施するU・Iターン希望者に対する就業支援において、市町が独自に行っている就業支援制度等の情報を積極的に発信すること。

6 林業従事者の高齢化と森林環境税導入による森林施業量の増加に対応する担い手の育成のため、林業従事者としての林業施業、森林管理、林業経営を学べる教育環境を整えること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 海水浴場の年間を通した有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なPR活動を推進するとともに、安全性及びアクセス性の向上を目的とした横断歩道橋の設置など安全・安心に利用できる施設整備を促進すること。
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。

